

第6号 2016.9

# 立法対策センターニュース

編集責任：立法対策センター

## 主な内容

- 空襲被害の補償を求める立法活動
- ・昨年8月の空襲議連発足後の動き
- ・愛知県弁護士会でのシンポジウム開催

# 空襲被害の補償を求める立法活動

## ―今秋臨時国会での議連案策定を契機とするために―

## 昨年8月の空襲議連発足後の動き

立法対策センター事務局長 鈴木 善和

まず、「空襲被害者等の補償問題」について立法措置による解決を考える議員連盟(以下「空襲議連」という)が発足した昨年8月6日の設立総会以降の空襲被害者等援護法制定に向けた動きを、日弁連、弁護士会、議連の動きを中心に振り返りたい。同年10月28日、空襲議連では第2回総会を開催し被害者からのヒアリングを行った。同年11月10日、日弁連では空襲被害者等からの人権救済の申立てを受けて空襲被害者等援護法を速やかに定めることを、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長及び参議院議長に対して要望した。

日米開戦から74年となる昨年12月8日、全国空襲被害者連絡協議会(共同代表・中山武敏弁護士ら)主催の院内集會が開催された。この集會は弁護士有志による補償対象を限定した「空襲等被害者にかかる問題に関する特別措置法案」の骨子案が公表されるなど援護法制定を現実化する上で画期となった。本年3月15日、空襲議連第3回総会が開かれ、同骨子案についてのヒアリングがなされた。以後、

## 愛知県弁護士会でのシンポジウム開催

立法対策センター副委員長 花井 増實

1975年、愛知県名古屋市中で開催された日弁連人権擁護大会の第三決議では、「民間戦災死者・障害者に対する援護法をすみやかに制定すべき」と決議された。この人権擁護大会では、名古屋弁護士会(当時)の郷成文会長が提案説明者となり、大脇雅子会員や伊藤静男会員が賛成演説をしたと記録される。愛知県弁護士会では、同県が援護法制定運動の発祥の地でもあるということ、名古屋市内においては2010年から民間戦災被害者見舞金支給制度が施行されていることを背景に、1975年人権大会決議の意義を再確認し、昨年8月、空襲議連が発足し立法化に向けて動き出した内外の活動を後押しすることを旨として、本年6月18日に愛知県弁護士会館でシンポジウム「空襲被害の補償を求めて」を開催した(主催・愛知県弁護士会、共催・日本弁護士連合会)。

**1 「本当の戦争が終わるのはいつでしょう」**

本シンポジウムには、愛知県を中心に、遠くは盛岡からも参加者が集まり、東京や大阪からも空襲被害者の方々が参加された。空襲議連の副会長の一人である近藤昭一議員と同議連実務者チームの清水忠史議員も出席された。全体では約70名の参加があった。

空襲被害の実情報告は、杉山千佐子氏と安野輝子氏から行われた。杉山氏は本年9月には101歳を迎えることになり、1年前までは自立歩行できたが、現在は車いす生活をされている。29歳のとき名古屋大空襲で顔の左半分が重傷(左目は摘出)を負ったこと、戦後、軍人軍属だけが補償を受けて空襲被害者に国からの補償がないことは不条理であるとして、怒りの声を持って国会議員に訴えて回ったが端から相手にされなかったことなど、辛く悔しかった思い出をしっかりとした言葉で語った。当時の国会議員の冷たい対応が目につかぶようだった。「悲しいです、つらいです、本当の戦争が終わるのはいつでしょう」という短い言葉で心情を表現したが、強く悔いを帯びた言葉から71年間の苦勞がひしひしと伝わるようであった。

安野氏は鹿児島県川内市の親戚方で家族と暮らしており、幼稚園年中のとき防空警報で逃げる最中に爆弾の破片で左足ひざ下を失ったこと、病院で生死をさまよった命は取り留めたこと、近所の20歳の女性が地鳴りのような呻き声を上げて病院で息を引き取ったのを見て「このことを伝えるために生きる」と決意したことなど、戦争の恐ろしさを語った。子ども心に

足はまた生えてくると思っていたが、戦後になって「B29は来ないが足はもどってこない」と言われたことなど、辛い経験を語った。片足がないことで学校でのいじめを受け中学校には1週間しか登校できなかったこと、母を追って黙って大阪に行き、生活のために松葉杖と義足で懸命に洋裁に励んだことを語った。その後、杉山氏の団体設立を知って名古屋にきたこと、国に人生を奪われたという思いで大阪空襲訴訟を提起したことなど、長く苦しい記憶を整理しながら語った。戦後は終わっていないという現実から目を背けることはできない。

**2 弁護士からの報告**

大前治弁護士(当センター事務局次長)は、名古屋、東京、大阪の空襲訴訟を解説し、戦時中は防空法やその通牒によって空襲からの避難が禁止され消火活動が義務付けられていたことが甚大な空襲被害をもたらしたという、恐ろしい戦争法制の実態を語った。

各地の訴訟は原告敗訴に終わったが、判決文中では「原告らの受けた苦痛や労苦には計り知れないものがあった」(東京地裁平成21年12月14日判決)、「原告らのような一般戦争被害者に対しても、救済や援護を与えるのが国の責務であるとする原告らの主張には、心情的には理解できる」(東京高裁平成24年4月25日判決)と判示され、政治による解決が必要だというメッセージが込められていると紹介があった。

また、名古屋大空襲訴訟の最高裁判決(昭和62年6月26日)は、戦争被害は国民が等しく受忍すべきであるから、補償立法を制定しない立法不作為が「違憲となる余地はない」という戦争損害受忍論を採用していたが、近年の東京・大阪の空襲訴訟の高裁判決では、補償を受けた軍人と補償を受けない空襲被害者との格差が重大となれば平等原則違反として「違憲となり得る」と明言しており、従来の全面否定型の戦争損害受忍論とは違う面があり、これは今後の訴訟や運動の足掛かりにできるといふ見解を述べた。

黒岩哲彦弁護士(当センター副委員長)からは、立法準備活動の報告があった。現在は、与野党のコンセンサスを獲得するために、まずは生存被害者への補償を第一歩として実現する法案が空襲議連で着々と検討されていると紹介された。今回のシンポジウムでは、会場からも「十分に納得できる立法の実現を願っている」といった発言があった。